

令和4年7月1日
防災危機管理部防災対策課
043-223-2149

千葉県津波浸水予測システムの市町村向け運用の開始について

県では、すでに稼働している「千葉県津波浸水予測システム」による予測情報を沿岸市町へ提供するための津波の予報業務許可を取得し、対象4市町への配信を開始します。

1 概要

県の津波浸水予測システムは、避難後の住民の支援、救助等を迅速に行うため、防災科学技術研究所が整備した地震津波観測網 S-net のデータを独自に解析し、九十九里・外房地域（銚子から野島崎まで）の、津波高、津波浸水域等を予測するもので、平成30年度から稼働しています。

このたび県は、気象庁長官による津波の予報業務の許可を取得し、以下のとおり対象市町への予測情報の配信を開始します。

※ なお、住民避難は、気象庁が発表する津波警報等に基づき、対象地域から避難する。津波浸水予測システムは、避難後の住民の支援、救助等に利用する。

2 対象市町 勝浦市、鴨川市、いすみ市、一宮町（システム開発時の実証実験を行った市町）

3 開始日 令和4年7月1日

4 配信内容

対象市町に、気象庁による津波警報又は大津波警報が発表された場合に、
・最大津波高 ・津波高の20cm超過時刻 ・津波浸水域 ・津波浸水深
を配信

5 使用目的

本システムによる津波浸水域の予測結果を用い

➡孤立エリア、被災エリア、避難者数、建物被害数等を推定

➡救助活動等の体制整備、避難所の受け入れ準備、物資支援の準備等に活用

6 その他

- ・ 4市町以外の地域についても対象とするよう、変更認可申請の準備を進める。
- ・ 津波の予報業務許可の取得は、和歌山県、三重県に続き3例目。
- ・ 本システムは、海洋研究開発機構及び防災科学技術研究所との共同研究により開発したものである。

(次ページあり)

(参考) 用語について

(1) 配信内容

津波高：平常潮位（津波がない場合の潮位）との差

津波高の 20 cm 超過時刻：津波が到達し、平常潮位との差が 20 cm を超える時刻

津波浸水域：津波により浸水する範囲

津波浸水深：津波により浸水した場合における、地面から水面までの高さ

(2) 津波警報等

津波注意報（発表基準：予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合）

津波警報（発表基準：予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合）

大津波警報（発表基準：予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合）

※ 本県では、沿岸を 3 分割（①九十九里・外房、②内房、③東京湾内湾）した区分ごとに発表される。

(3) S-net：「日本海溝海底地震津波観測網」

Seafloor observation network for earthquakes and tsunamis along the Japan Trench
房総半島沖から北海道沖の海底に設置した水圧計及び地震計による観測網